

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正等について

1 県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

（1）趣旨

東京電力株式会社福島第一原子力発電所における原子力事故への対応と教訓を踏まえ、政府において、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の改正、防災基本計画及び原子力防災指針等の改定の準備を進めているところです。これらの改正・改定に伴い、県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「原子力防災計画」という。）の修正が必要となります。

なお、これらの改正・改定については、原子力規制庁の発足に合わせて示される予定です。

※ 原子力防災指針；原子力安全委員会制定（昭和 55 年 6 月）「原子力発電所等周辺の防災対策について」

（2）これまでの原子力防災計画の策定・修正等

① 原子力防災計画を策定（昭和 57 年 3 月 15 日）

・東北電力株式会社女川原子力発電所 1 号機，営業運転開始（昭和 59 年 6 月 1 日）

② 原子力防災計画の全面修正（平成 13 年 4 月 11 日）

・平成 11 年 9 月，茨城県東海村のウラン加工施設(株) JCO 東海事業所で発生した臨界事故の教訓を踏まえ，災害対策基本法の特別法として原災法が施行（平成 12 年 6 月 16 日）

・原災法を踏まえ，防災基本計画の修正，原子力防災指針の改定

③ 原子力防災計画の一部修正（平成 20 年 3 月 28 日）

・原子力防災指針の改定に基づく原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル全面改正の内容の反映

・県等の組織改編，市町村合併等の反映

（3）修正の概要等

・「防災対策を重点的に充実すべき地域」の範囲の拡大について

（防災対策を重点的に充実すべき地域の決定等）

・防護措置実施の判断基準について

（緊急時における活動レベル等）

・被ばく医療のあり方について

（緊急被ばく医療の体制の再整備，安定ヨウ素剤の事前配布の検討等） など

2 県防災会議原子力防災部会要綱の一部改正について

宮城県防災会議条例第 4 条，宮城県防災会議規程第 6 条に基づき，宮城県防災会議原子力防災部会を設置し，宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成及び修正に関する事項，原子力発電所周辺の環境の調査に関する事項等を調査審議しておりますが，今回，原子力防災計画の修正（案）を作成するにあたり，この部会要綱を以下のとおり一部改正するものです。

（1）専門委員の増員及び専門委員の職種を規定した「別表の 2」の改正

「防災対策を重点的に充実すべき地域」の拡大を検討するに当たり，関係市町が参画できるようにするもの

（2）県の組織改編の反映（原子力安全対策室から原子力安全対策課）

3 計画修正等のスケジュールについて

改正原災法については，施行後から半年間の経過措置期間が設けられる予定であり，その期間内に法改正部分について原子力防災計画の修正を行う必要があります。

なお，この改正原災法については平成 24 年 4 月 1 日に原子力規制庁の設置等と併せて施行される予定でありましたが，国において設置法案の審議が進んでいないことから現時点では施行時期が未定の状況です。